

健感発 0501 第 1 号  
令和 5 年 5 月 1 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 死亡者数及び超過死亡の迅速把握に係る取組について

平素より、感染症対策行政に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の死亡者数については、これまで、「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」（令和 2 年 6 月 18 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づいて、都道府県等において公表及び報告いただいていたところです。

COVID-19 の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置付け変更後は、「新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行後に備えた患者の発生動向等の把握の準備について（依頼）」（令和 5 年 3 月 2 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知健感発 0302 第 1 号。令和 5 年 4 月 27 日最終改正）においてお示ししているとおり、保健所における COVID-19 に罹患した死亡者の数を把握する取組が終了することから、COVID-19 による死亡数の推移の把握は人口動態統計が基本となりますが、迅速に死亡数の動態を把握することは重要であることから、当面、COVID-19 に対する重層的なサーベイランスの一環として、調査にご協力いただける保健所設置市及び特別区の保健所（以下「超過死亡調査協力保健所」という。）から COVID-19 感染の有無を問わない総死亡数を定期的にご報告いただくことで、超過死亡の推移を把握する取組を開始することとします。

つきましては、超過死亡調査協力保健所におかれましては、別添「令和 5 年度死亡者数迅速把握実施要領」に基づいて、死亡数の報告に御協力いただきますようお願い致します。また、都道府県におかれましては、本取組の実施について御了知いただきますようお願い致します。

なお、この取組は、厚生労働省による取組として実施するものであり、厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「医療デジタルトランスフォーメーション時代の重層的な感染症サーベイランス体制の整備に向けた研究」（研究代表者：鈴木 基（国立感染症研究所））において実施します。なお、超過死亡調査協力保健所が、本取組のために人口動態調査死亡小票を利用することについては、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 32 条の規定に基づく二次利用の承認を受けていることを申し添えます。

(別添)

## 令和5年度死亡者数迅速把握実施要領

### 1. 目的

死亡者数を迅速に把握することにより、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を含めた全ての死因による超過死亡の直近の動態を把握、評価する。

### 2. 実施期間

令和5年5月1日(月)～令和6年4月30日(火)

### 3. 入力対象

令和5年4月17日から令和6年3月31日までに死亡した者

(ただし、追加的な御協力が可能な自治体においては、令和5年2月1日から令和6年3月31日までに死亡した者)

### 4. 実施地域

保健所設置市及び特別区のうち、事前に参加の意向を表明した市又は区

### 5. 実施方法等

#### (1) 報告方法

各保健所において作成する「人口動態調査死亡小票」等をもとに、(2)報告時期に示す期間の、死亡日別の死亡数(当該保健所が管轄する地域を住所地とする者に限る。)を参加自治体に対して別に示すExcelの様式に入力の上、参加自治体に対して別に示す厚生労働科学研究班のメールアドレス(厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「医療デジタルトランスフォーメーション時代の重層的な感染症サーベイランス体制の整備に向けた研究」(研究代表者:鈴木基(国立感染症研究所)))に送信する。なお、メールの送信に当たって、宛先送信でもBCC送信でもいずれでも差し支えない。

#### (2) 報告時期

各月10日及び25日までに、それぞれ前月末分までの死亡数、同月15日分までの死亡数を報告する。

#### (3) 報告の修正

既に報告したデータに修正の必要が生じた場合については、次回の報告において修正を行う。

## 6. 公表方法

全国及び地方別の超過死亡及び過少死亡の推移を、国立感染症研究所のホームページに公表する。

## 7. その他

### (1) 本取組の実施に係る注意事項について

本取組において扱う人口動態死亡小票及びメールにて送信する情報については、以下の点に注意すること。

- ①死亡小票を扱う際は、施錠可能な場所に限定して利用し、それ以外の持ち出しを禁止し、作業者は室内に入る職員を相互にチェックすること。
- ②調査票情報の入力に使用する端末は、ワイヤー等での固定、アンチウイルスソフトの導入、セキュリティホール対策の導入、ID・パスワード認証の導入、スクリーンロックの導入等のセキュリティ対策について、地方自治体における情報セキュリティポリシーによって確保されたものを使用すること。

### (2) 人口動態調査死亡小票の目的外使用について

事前に参加の意向を表明した市及び区が、本取組のために人口動態調査死亡小票を利用することについては、統計法(平成19年法律第53号)第32条の規定に基づく二次利用の承認を受けていることを申し添える。